

# 令和7年度 第2回西海市上下水道審議会

○水道料金の改定について

令和7年12月17日（水）

議事1：水道事業経営の基本原則

議事2：西海市水道事業の概要

議事3：給水人口および水需要の見通し

議事4：西海市の経営状況

議事5：財政収支の見通し

議事6：水道料金の改定案

# 審議会の趣旨

西海市の水道事業は、全国の自治体と同様に、人口減少や節水機器の普及といった社会情勢の変化により水需要が減少し、給水収益が悪化しています。一方で、水道施設の老朽化に伴う更新費用の増大が見込まれさらに近年の物価高騰も加わり、経営環境は一層厳しくなっています。

このような状況を受け、中長期的な経営の基本計画である「西海市水道事業経営戦略」を、審議会からの意見をいただきながら令和6年度に改定を行ったところです。

市民の生活に不可欠なインフラである水道事業を将来にわたって、安全で安定して継続するためには、経営の効率化・健全化をさらに推進するとともに、水道料金の見直しが必要であると考えています。

つきましては、多様な視点から幅広くご意見を伺い、健全な水道事業経営を支える適正な水道料金のあり方について審議いただくものです。

# 議事1：水道事業経営の基本原則

## 水道法から見る水道事業の役割と債務

### ◇水道法 第1条（基本的な役割）

- ①水道を計画的に整備し、水道事業を保護育成する。
- ②清浄にして豊富低廉な水を供給する。
- ③公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与する。

### ◇水道法 第2条の2（責務）

- ①水道の計画的整備に関する施策を策定し、これを実施する。
- ②水道事業を経営する場合、適正かつ能率的な運営に努めなければならない。

### ◇水道法 第6条の2（事業の経営主体）

- ①水道事業は、原則として市町村が経営する。
- ②市町村以外の者は、その区域に含む市町村の同意を得た場合に限り、水道事業を経営することが出来る。

# 議事1：水道事業経営の基本原則

## 地方公営企業としての経営原則

地方公営企業法に基づき、原則**独立採算方式**で運営されています。  
それにより水道事業は事業経営で得た収入によって運営されなければいけません。

### 独立採算方式とは

事業運営にかかる費用は原則として水道料金などの事業収入で賄うことを基本とする。これにより、経営の規律と自律性を保つ。

水道事業の運営には、基本原則として常に2つの責務が伴います。  
(地方公営企業法 第3条)

### 企業の経済性発揮

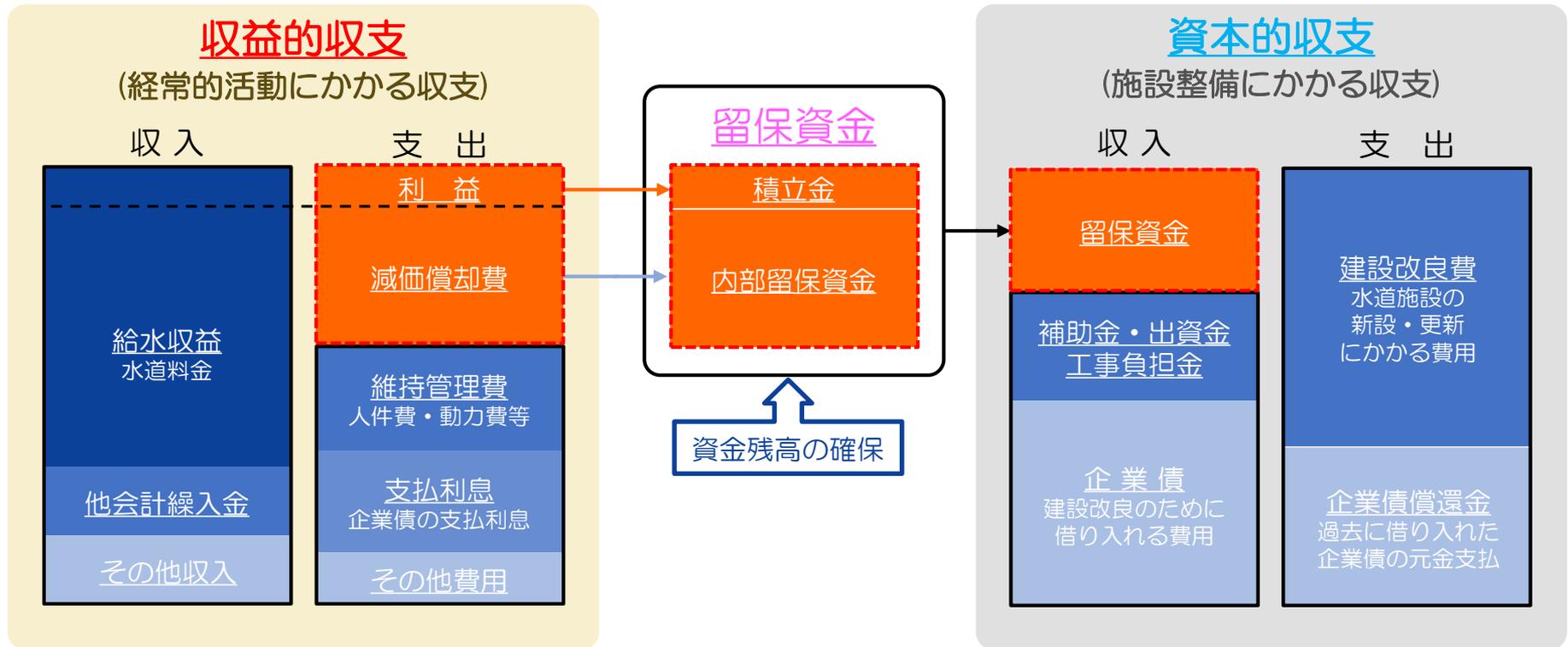
効率的な経営を行い、無駄を排除し、コストを最小限に抑える努力

### 公共の福祉増進

住民サービスとしての使命を優先し、利用者の利益を最大化

# 議事 1：水道事業経営の基本原則

## 水道事業における会計の概要



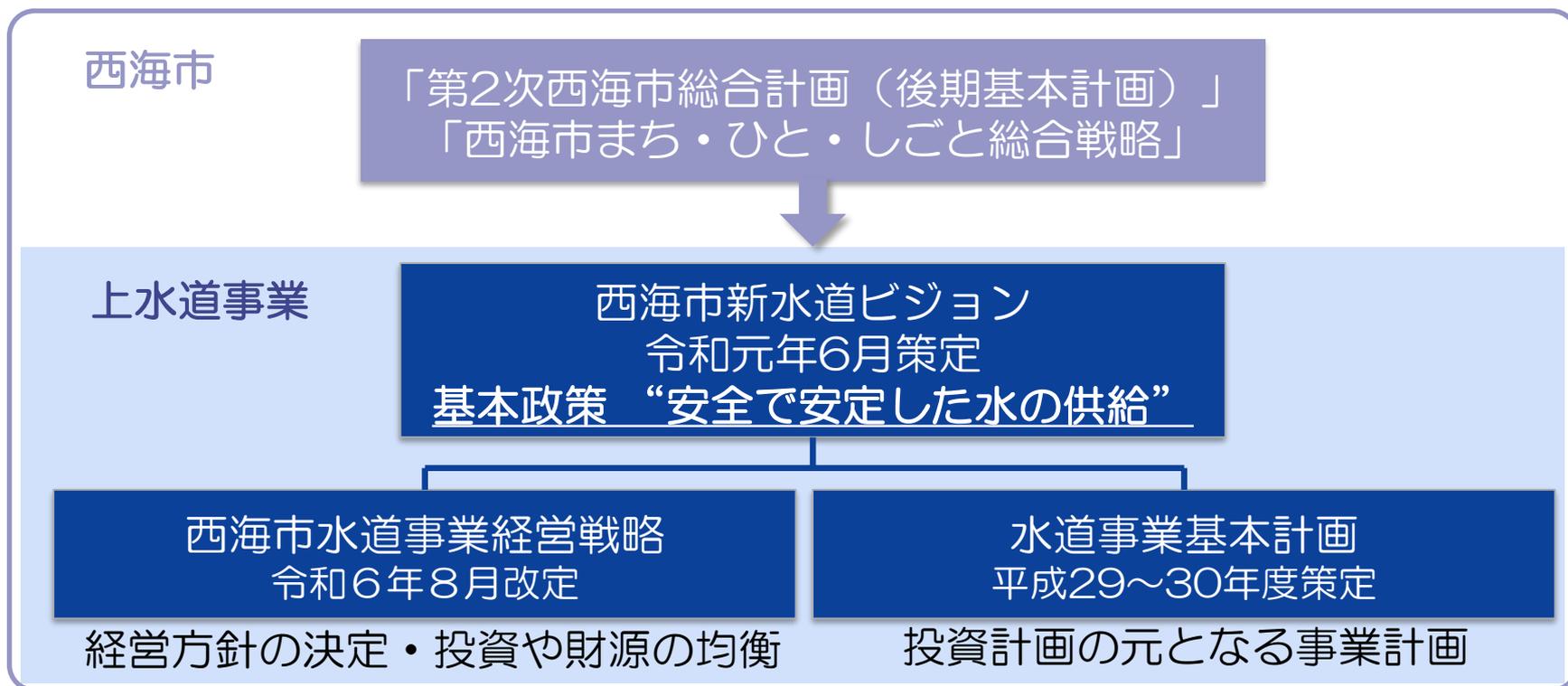
水道事業の会計の仕組みは、**収益的収支**と**資本的収支**と**留保資金（資金残高）**で構成されています。収益的収支で発生した利益および減価償却費を留保資金として貯め、資本的収支で不足する費用を補填しています。

収益的収支の赤字が続くと資金残高が枯渇し、資本的収支の留保資金として充てることが出来ず、水道施設の新設・更新工事が出来なくなります。

# 議事2：西海市水道事業の概要

## 持続可能な水道事業へ向けて

持続可能な水道事業を目指して、水道ビジョン、水道事業経営戦略のほか、水道事業基本計画を策定しています。実施した事業については、定期的に妥当性を評価し、事業計画を適宜見直しています。



# 議事2：西海市水道事業の概要

## 事業区分と計画給水人口、計画給水量

平成29年3月 上水道2事業  
簡易水道13事業  
飲料水供給施設8施設 } 上水道1事業に統合

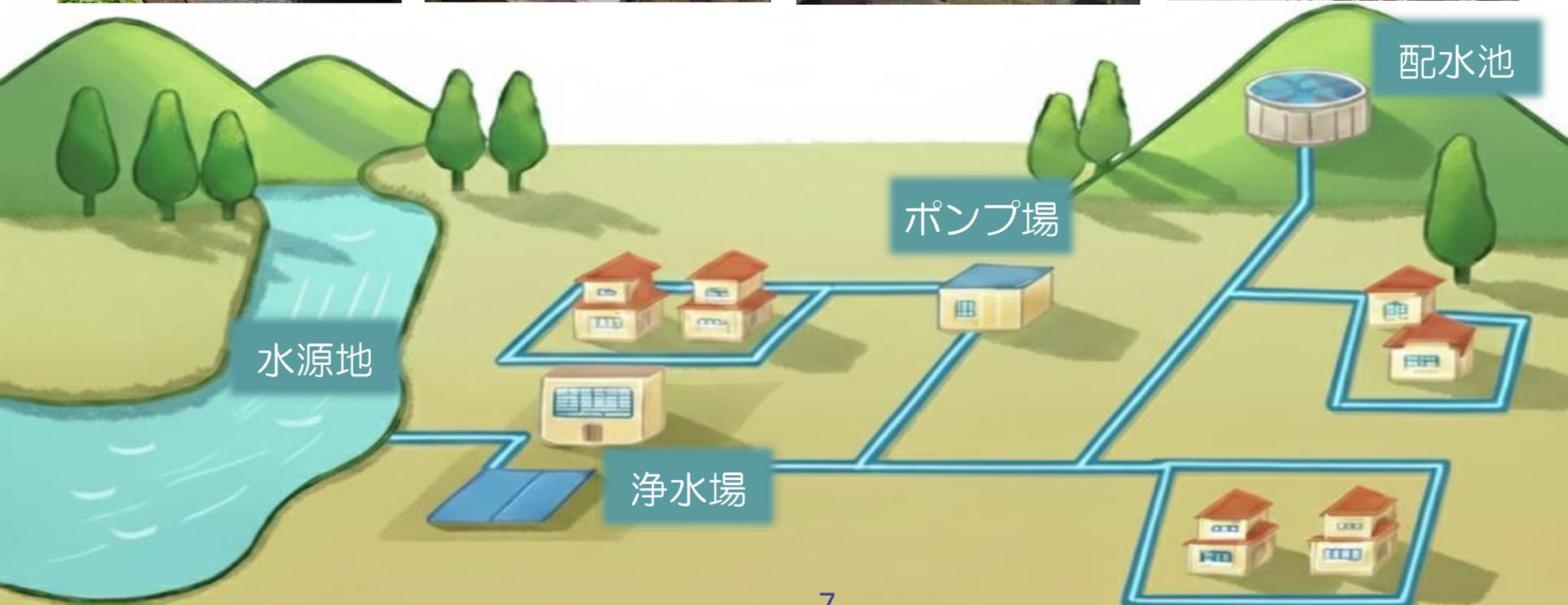
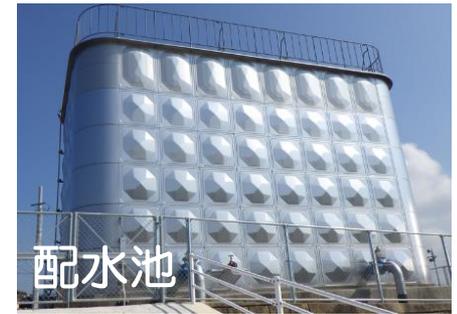
平成29年4月 上水道1事業、簡易水道3事業にて運営開始

令和2年4月 簡易水道3会計を上水道会計へ統合

事業名称	計画給水人口	計画給水量
西海市水道事業	27,350人	13,890m <sup>3</sup> /日
崎戸町簡易水道事業 (江島地区)	320人	222m <sup>3</sup> /日
崎戸町簡易水道事業 (平島地区)	440人	145m <sup>3</sup> /日
大瀬戸町簡易水道事業 (松島地区)	1,000人	400m <sup>3</sup> /日

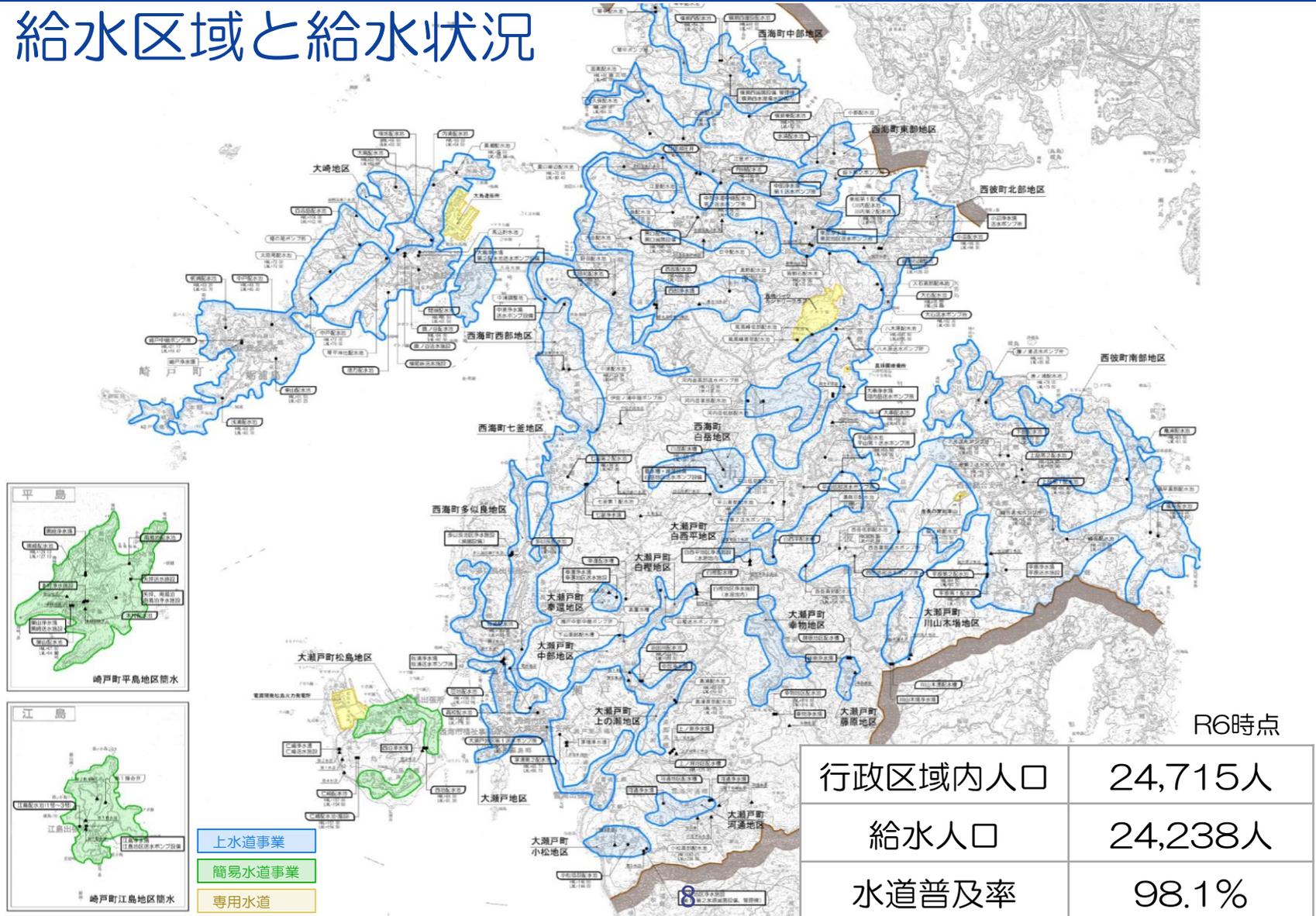
# 議事2：西海市水道事業の概要

## 水道事業における主要な施設と設備



# 議事2：西海市水道事業の概要

## 給水区域と給水状況

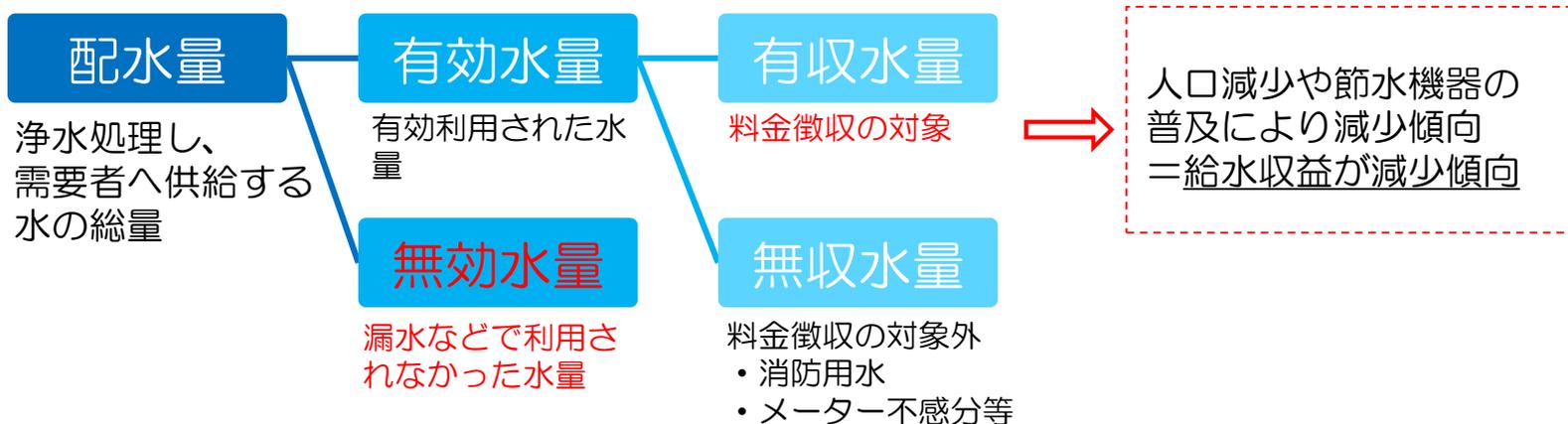


# 議事2：西海市水道事業の概要

## 現状の問題と課題

水道事業の経営の効率性を示す指標として有効率（＝有効水量÷配水量）があります。

水資源を無駄なく有効利用するために、給水区域内の漏水調査や水道管の計画的な更新により、有効率の向上に努めてきました。



無効水量とは、水道管の漏水などが原因で利用されず、料金徴収の対象とならなかった水量を指します。

老朽化した設備から生じる無効水量（漏水）に対し、配水管の新設および更新工事を実施することが重要です。これにより無効水量を減少し、水道事業の効率化を図ります。

# 議事2：西海市水道事業の概要

## 現状の問題と課題

高度経済成長期に建設された水道施設や管路の多くで、老朽化が進行しています。特に一般的に耐用年数が40年と言われる管路では布設から30年以上経過したものが全体の約52%を占めています。

このため、こうした老朽化した施設等の計画的な更新が喫緊の課題となっています。

老朽化した水道施設 ← 無効水量増加の原因



浄水場 (1959年建設)



配水池 (1954年建設)



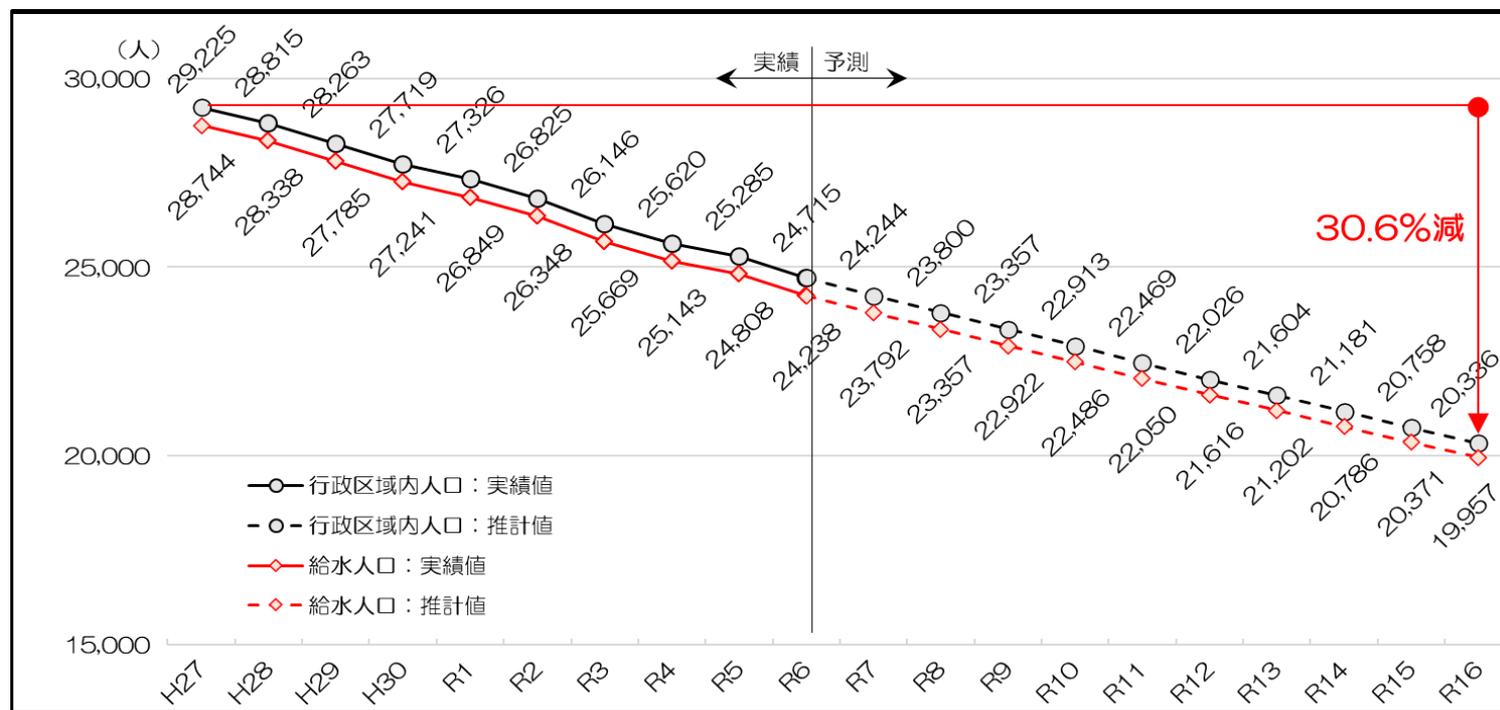
漏水した水道管

持続的な水道の運営のためには、これらの施設を計画的に更新し、健全に維持管理していく必要があります。そのためには**継続的な建設投資が重要であり、安定した財源の確保が不可欠**です。

# 議事3：給水人口および水需要の見通し

## 行政区域内人口および給水人口の見通し

西海市では、平成27年度には28,744人であった給水人口が、令和6年度には24,238人と約15.7%減少し、さらに令和16年度には19,957人と予測され、平成27年度から20年間で約30.6%の減少が見込まれています。



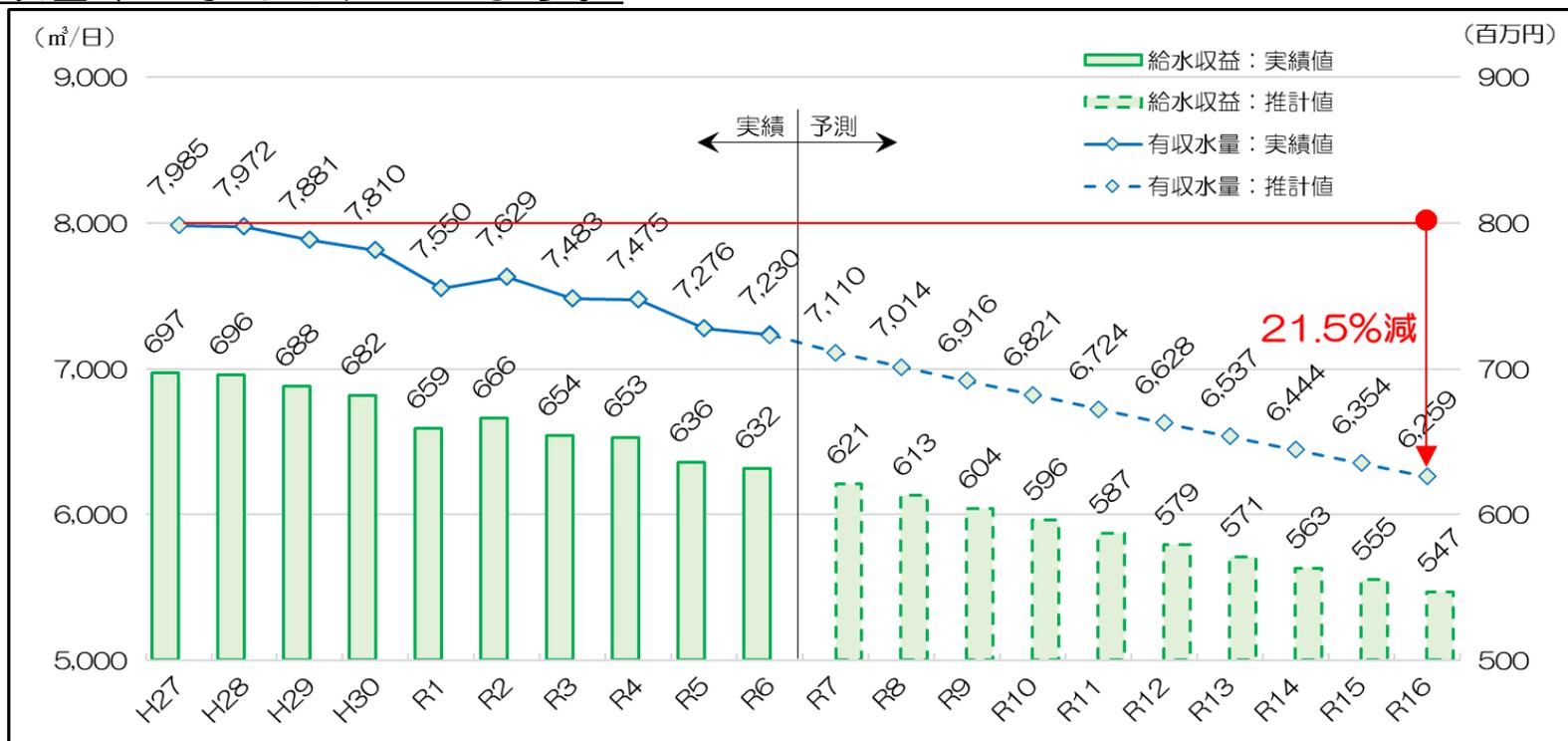
出典：国立社会保障・人口問題研究所推計値、国勢調査

# 議事3：給水人口および水需要の見通し

## 給水収益の見通し

給水人口の減少に伴い、平成27年度には697百万円であった給水収益は、令和6年度には632百万円と約9.3%減少し、令和16年度には547百万円と予測され、平成27年度から20年で**約21.5%の減少**が見込まれています。

水道事業の経営に大きな影響を及ぼしており、持続可能な運営のためには収支改善策が求められています。



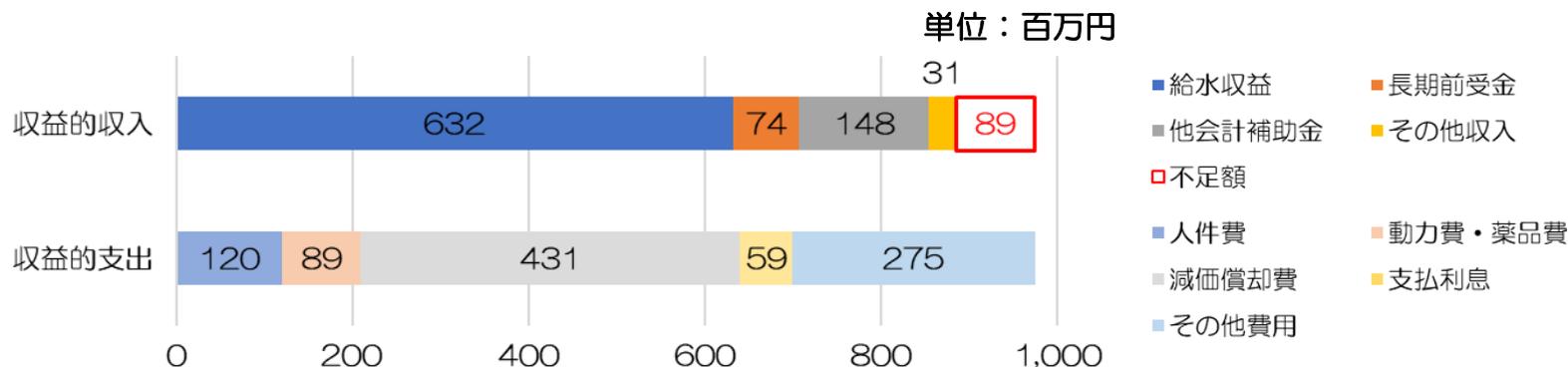
# 議事4：西海市の経営状況

## 令和6年度収支実績について

**収益的収支** 事業の日常的な運営によって発生する収益と費用

収入：水道料金、長期前受金、他会計補助金等

支出：人件費、動力費・薬品費、減価償却費、支払利息等



収益的収支で得た黒字（利益）は、資本的収支の一部として内部留保資金に計上されます。そのため、将来の施設更新などに備えて、黒字（利益）は留保資金（資金残高）として積み立てる必要があります。

令和6年度の収益的収支についても89百万円の赤字となったため、留保資金への積み立てが出来ていない状況です。

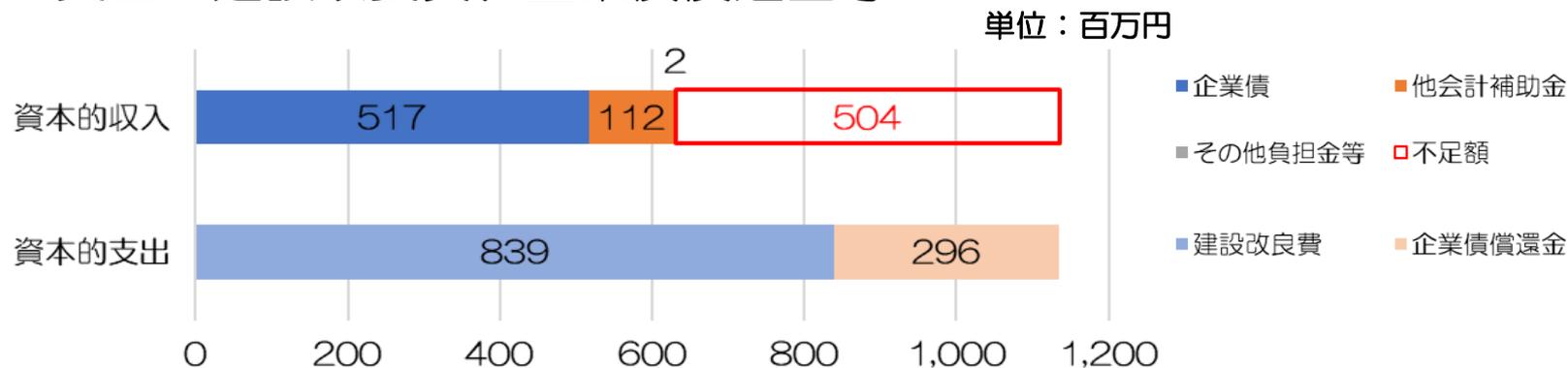
# 議事4：西海市の経営状況

## 令和6年度収支実績について

**資本的収支** 施設や設備の整備等のために発生する収益と費用

収入：企業債、国・県補助金等

支出：建設改良費、企業債償還金等



令和6年度の資本的収支については、企業債や他会計補助金といった資本的収入と、建設改良費や企業債の償還金などの資本的支出との差額である504百万円を、留保資金（資金残高）から補填しています。

令和6年度も収益的収支が赤字であったため、内部留保を行うことが出来なかった結果、年度末時点での留保資金の残高は1,291百万円となり、資金が枯渇することが懸念される状況です。

# 議事4：西海市の経営状況

## 一般会計繰入金について

先に説明しましたとおり、水道事業は独立採算方式での運営が基本であり、その経費は受益者負担の原則に基づき、水道料金収入で賄うことが原則です。

ただし、必要に応じて一般会計からの繰入を行う場合があります。これには、国の基準に基づく「基準内繰入金」と、市が独自に判断して行う「基準外繰入金」の2種類があります。

### (1) 基準内繰入金について

基準内繰入金は、消火栓の設置・管理費用など、国が定める基準に基づいて一般会計から繰り入れが認められており、地方交付税での財政措置の対象とされています。西海市では、この基準に従って一般会計からの基準内繰入金を実施しています。

### (2) 基準外繰入金について

基準外繰入金は、政策的な判断に基づく特定の経費や予算上の財源不足を補うために、独自に一般会計から繰り入れるものです。西海市においても、水道事業の安定的な運営を支えるために、一定の基準外繰入金を一般会計から実施し、必要な財源として活用しています。

# 議事4：西海市の経営状況

## 西海市の経営状況改善の取り組み

給水収益の改善を図るため、以下の取り組みを実施しています。

### 水道料金の収納率向上に向けた取り組み

水道料金の収納対策として、滞納者に対する給水停止措置の実施や、債権管理の適正化を図り、収納率の向上を目指しています。

令和6年度時点での収納率は98.8%です。

### 有収率向上のための取り組み

水道施設や管路をより効率的に運用するためには、漏水を減少させることが効果的です。

そのため、市全域にわたって漏水調査を実施しました。広範囲にわたる調査であるため、従来の音調調査に加えて、最新技術を活用した人工衛星画像による調査も行っています。

# 議事4：西海市の経営状況

## 水道料金改定の履歴

西海市の水道料金の改定履歴を整理します。

(消費税込み)

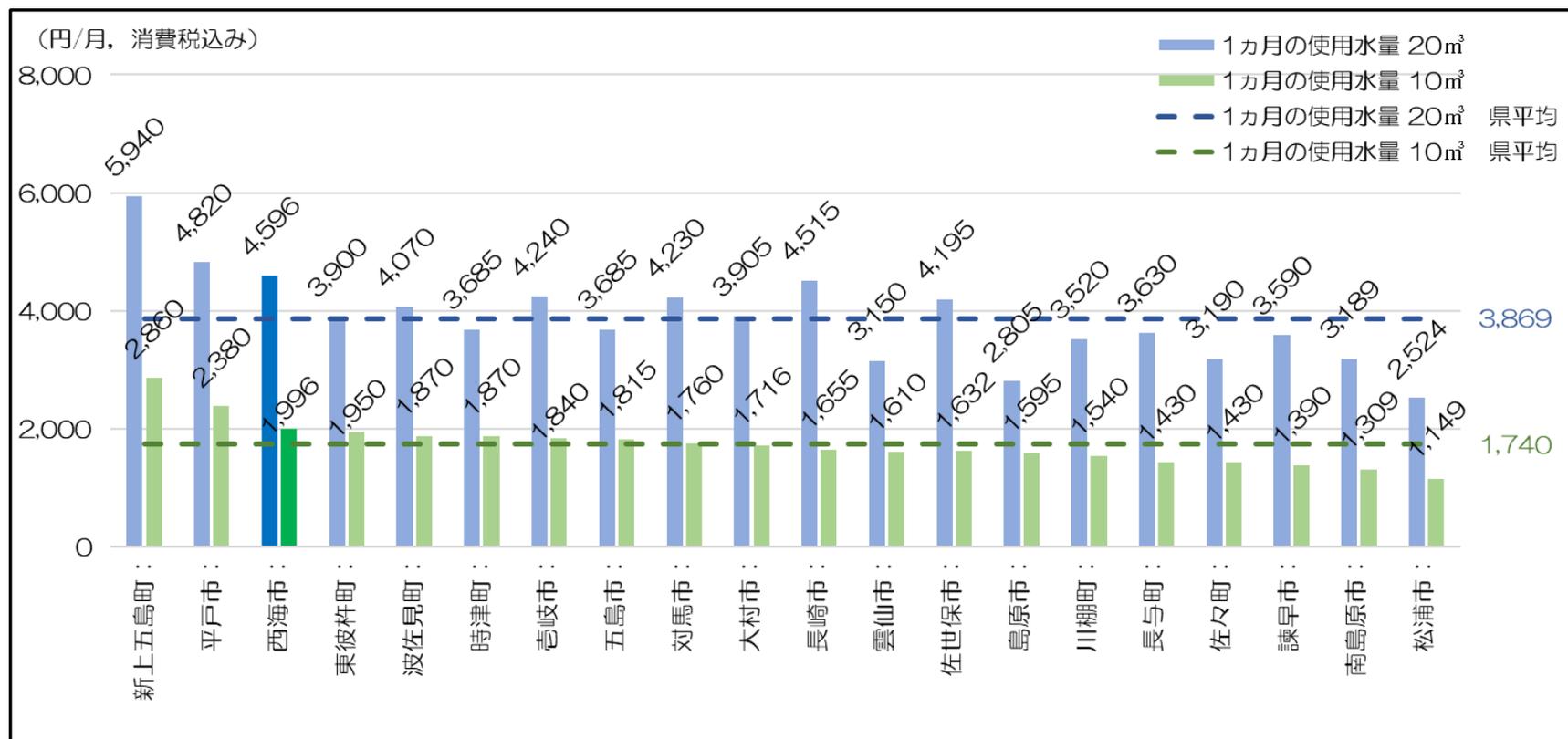
年度	市町名	用途	基本料金（1ヵ月分）		超過料金（1㎡につき）		改訂概要
			基本水量	金額	超過水量	金額	
平成17年度	大島町	一般	5㎡まで	865円	6㎡以上	173円	大瀬戸町・西彼町・西海町・大島町・崎戸町の合併による料金改定
		臨時用	使用水量1㎡につき			235円	
	大瀬戸町	一般	5㎡まで	900円	11㎡以上	160円	
		臨時用	10㎡まで	1,360円			
平成20年度	西海市	一般	5㎡まで	1,050円	11㎡以上	200円	水道料金の統一
			10㎡まで	1,540円	51㎡以上	220円	
		臨時用	使用水量1㎡につき			420円	
平成26年度	西海市	一般	5㎡まで	1,080円	11㎡以上	205円	消費税率の改定 5%→8%
			10㎡まで	1,580円	51㎡以上	220円	
		臨時用	使用水量1㎡につき			430円	
平成28年度	西海市	一般	5㎡まで	1,340円	11㎡以上	255円	経営改善を目的とした料金改定 24%の料金値上げ
			10㎡まで	1,960円	51㎡以上	280円	
		臨時用	使用水量1㎡につき			535円	
令和元年度	西海市	一般	5㎡まで	1,365円	11㎡以上	260円	消費税率の改定 8%→10%
			10㎡まで	1,996円	51㎡以上	286円	
		臨時用	使用水量1㎡につき			545円	

# 議事4：西海市の経営状況

## 長崎県の水道料金

県内各市町の水道料金については、下記のとおりとなります。

出典：令和5年度 長崎県水道事業概要（上水道事業調）



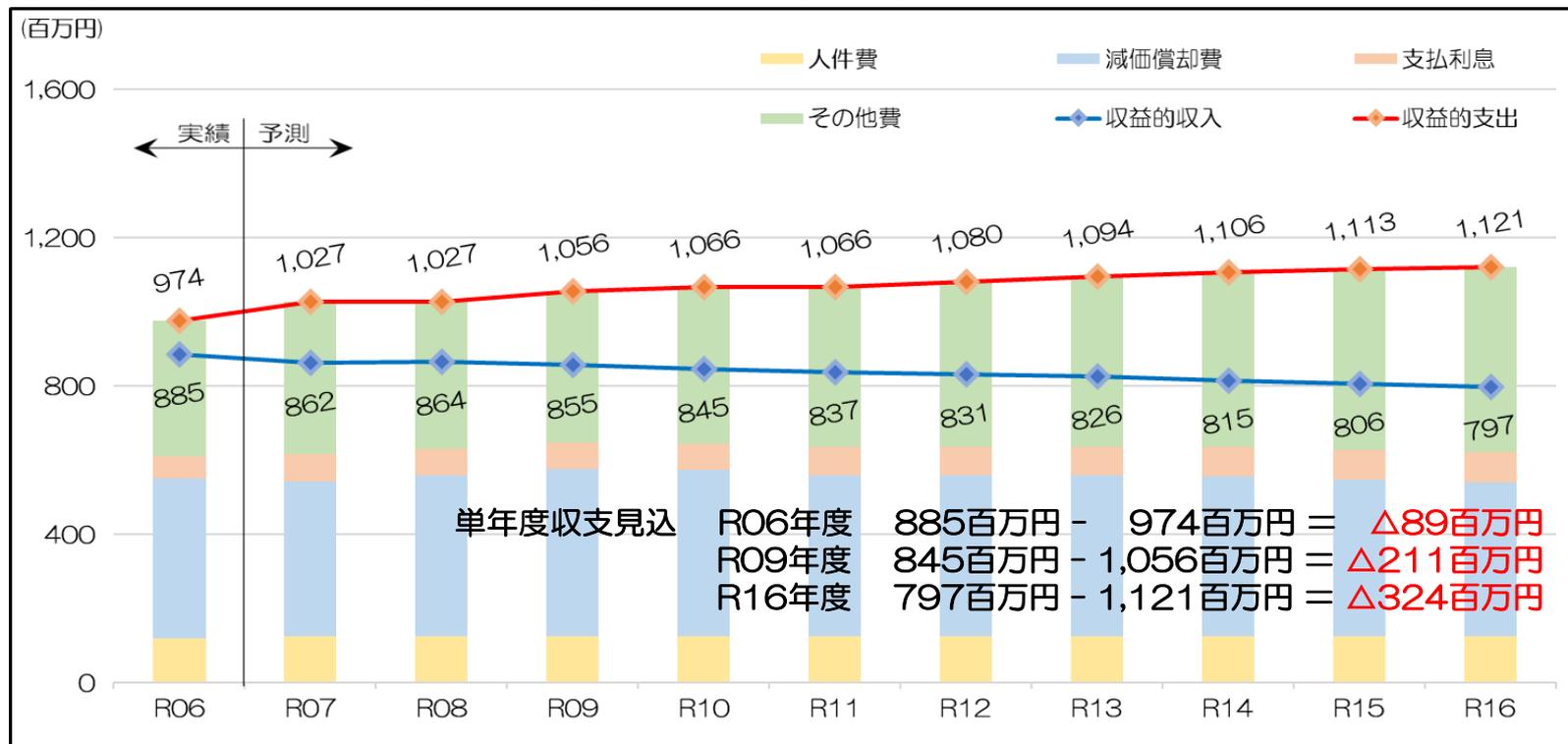
※小値賀町の水道料金は、10m³あたり2,040円・20m³あたり4,090円（出典：令和5年度 長崎県水道事業概要 簡易水道事業調）

# 議事5：財政収支の現状と見通し

## 現行料金を継続した場合：収益的収支

収益的収支は、人口減少などの影響により水道料金などの増収は見込めない状況が続き、給水収益の悪化が見込まれます。

その一方で、収益的支出は人件費や動力費・薬品費や建設コストの高騰が見込まれ、収益的収支の赤字が拡大することが予想されます。

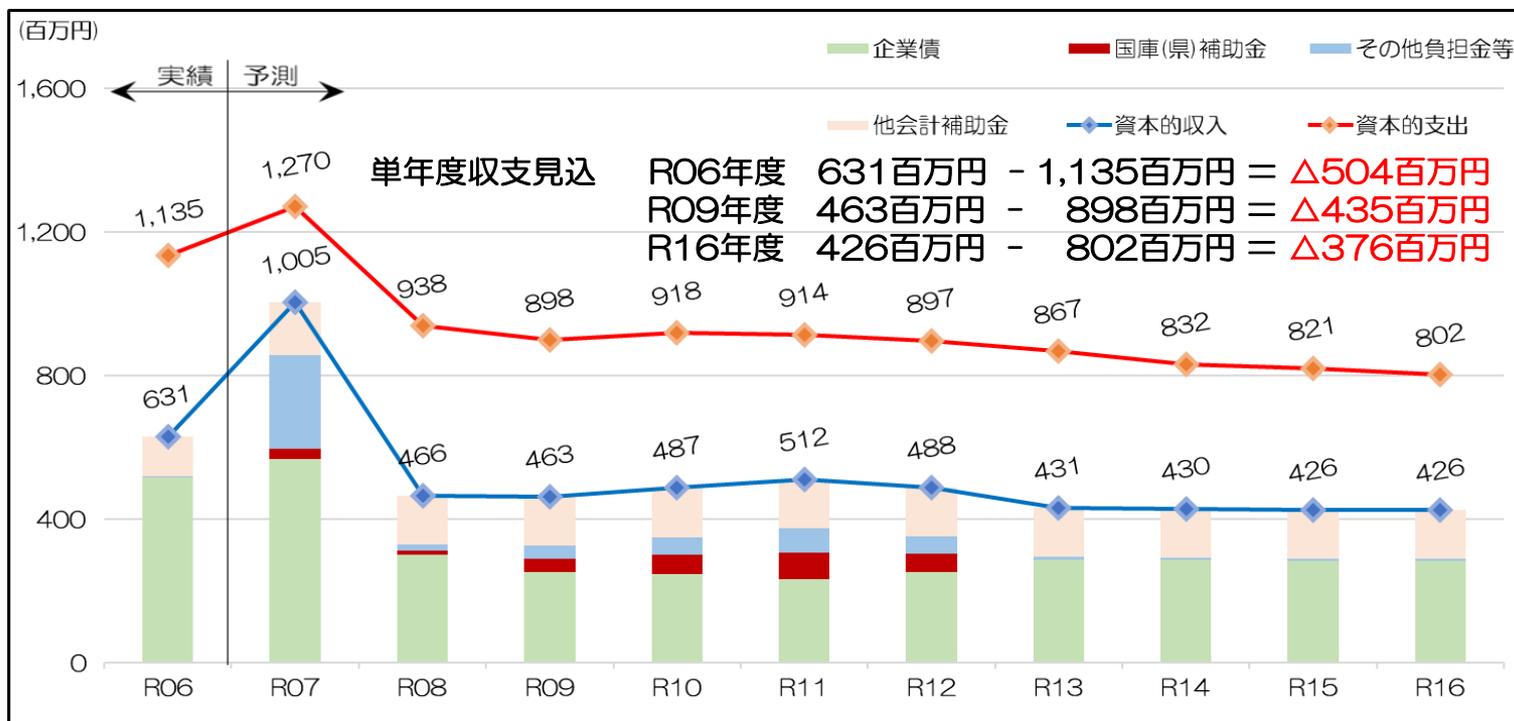


# 議事5：財政収支の現状と見通し

## 現行料金を継続した場合：資本的収支

資本的収支は、水道施設や設備の整備等のために発生する資本的な収入と支出を指し、主な収入は企業債や国・県補助金等であり、主な支出は建設改良費や企業債償還金等です。収支で不足額が生じた場合には、留保資金を充てます。

今後も水道事業経営戦略の計画に基づいて、施設の老朽化に伴う更新工事を行う必要があります。



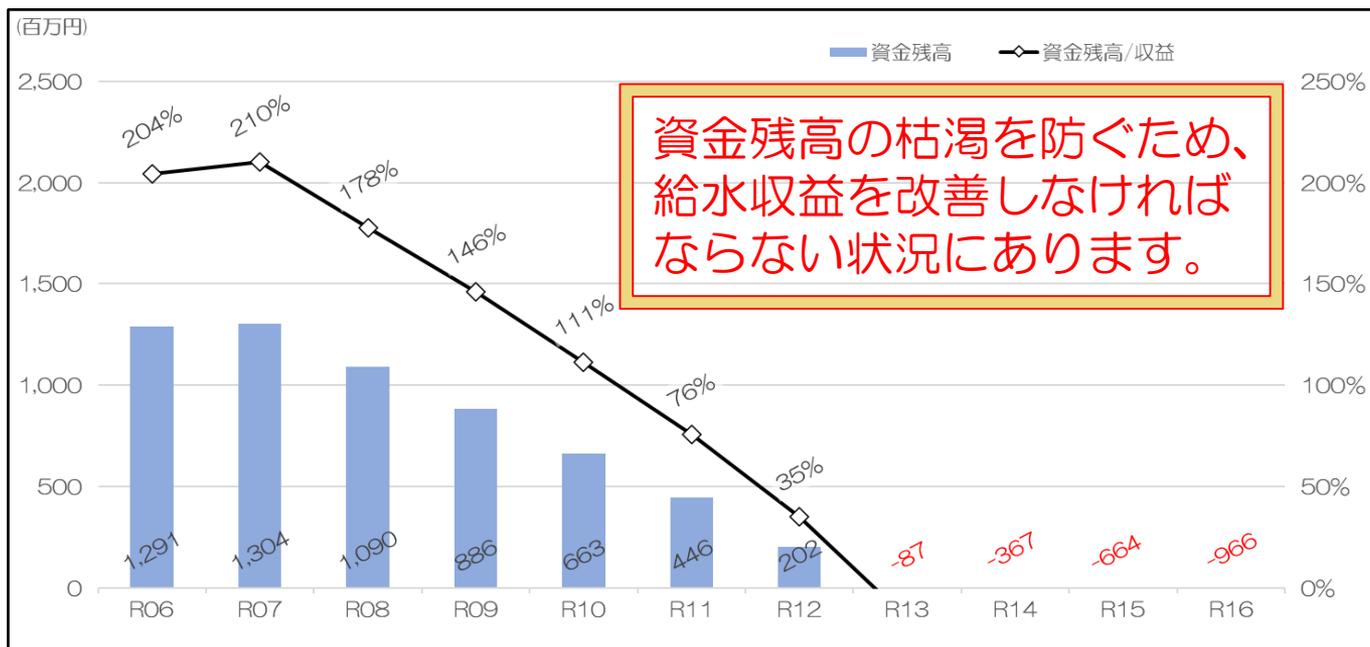
# 議事5：財政収支の現状と見通し

## 現行料金を継続した場合：資金残高

現行の料金を継続した場合、収益的収支で利益（黒字）が発生しないため、積立ができず、令和13年度には留保資金（資金残高）が枯渇する見込みです。

健全で安定的な事業運営を継続するためには、経営効率化を図ったうえで、水道料金の改定が必要です。

なお、この留保資金（資金残高）は、予測不能な事態で事業継続が危ぶまれる場合に備え、事業運営ができる水準を確保したいと考えています。



# 議事5：財政収支の現状と見通し

## 投資計画（R6経営戦略より）

アセットマネジメント計画  
ならびに水道施設更新計画に  
基づき 重要度、更新優先度  
が高い施設・設備・管路の更  
新事業や、統廃合整備事業を  
推進します。

現経営戦略と同様に法定耐  
用年数×1.5を更新基準とし、  
アセットマネジメントにもと  
づく更新需要検討の結果およ  
び過去の建設投資実績を勘案  
して計画期間（R6年度～  
R15年度）の事業費を算出  
しました。

<投資水準>

60.7億円／10年間÷6億円/年

※計画策定R5当時の数値

## 計画期間内における主な投資計画（R6～R15）

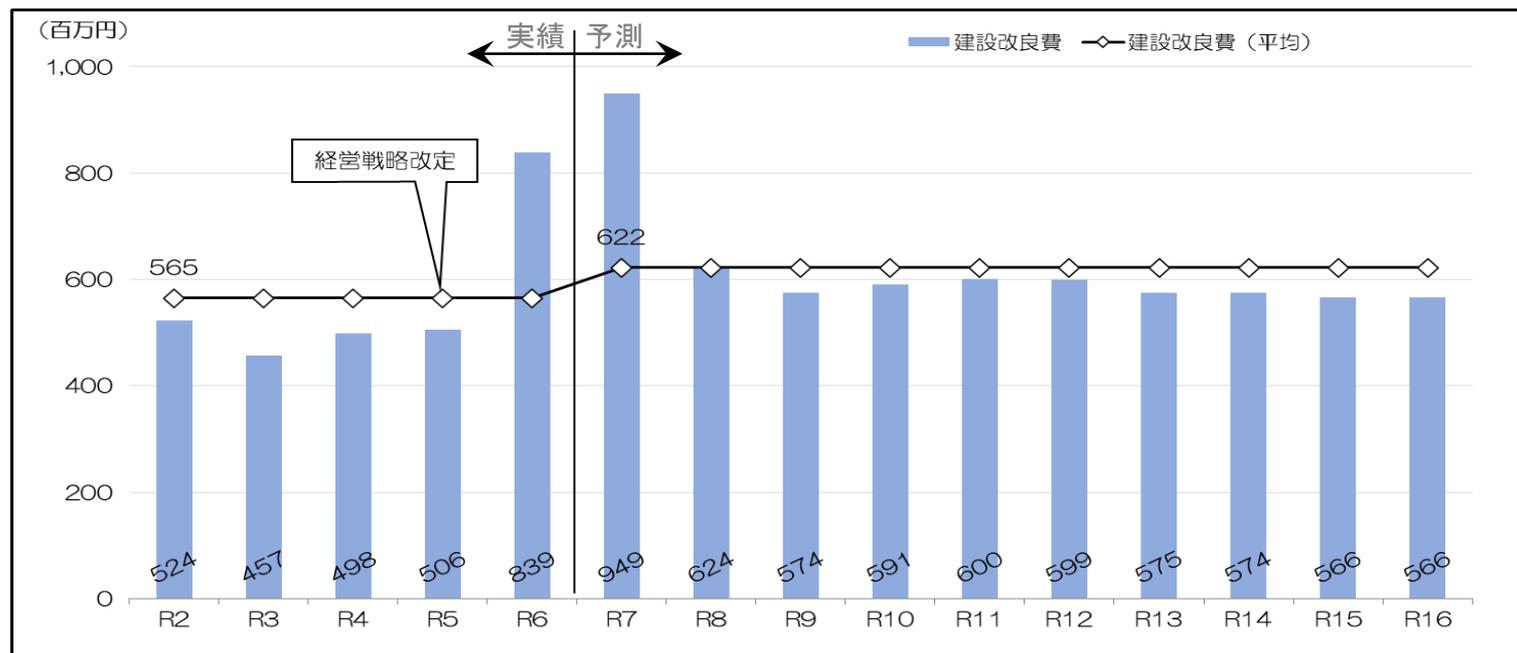
事業区分	事業名	対象施設	計 画	事業費
上水道	①水道施設再構築事業	●西海中部・東部浄水場 統整合備事業	各地区の再構築事業（ポンプ所、連絡管路、浄水施設増強など）を計画	14.1億円
	②浄水場改良事業	●遠方監視装置整備 ●濁度管理設備整備	維持管理性の向上を目的とした遠方監視装置、濁度計などの整備を計画	0.2億円
	④老朽管更新事業	老朽化管路更新事業	近年漏水が頻発しているほか、維持管理が困難な老朽化管路を優先して更新	20.7億円
	⑤水道施設更新事業	老朽化施設更新事業	老朽度が高く緊急性のある施設更新	7.8億円
	工事費			42.8億円
	調査・委託費			2.3億円
	消費税相当額			4.6億円
合計（上水道）				49.7億円
簡易水道	④老朽管更新事業	老朽化管路更新事業	簡易水道の給水区域内でφ50を超える管路を更新	6.4億円
	⑤水道施設更新事業	老朽化施設更新事業	老朽度が高く更新の緊急性が高い施設・設備の更新	2.2億円
	工事費			8.6億円
	調査・委託費			1.4億円
	消費税相当額			1.0億円
合計（簡易水道）				11.0億円
合 計				60.7億円

# 議事5：財政収支の現状と見通し

## 建設投資の見通し

経営戦略にて、10年間（令和6～15年度）の総事業費を60.7億円（年間約6.07億円）と見込んでいました。

しかし、令和6年度事業で突発的な工事が発生するなどの影響によって繰越事業が生じたため、令和7～16年度の総事業費が62.2億円に増加し、建設投資額は年間6.22億円の見込みとなっています。



# 議事6：水道料金の改定案

## 経営改善方策について

西海市の水道事業の基本政策である「安全で安定した水の供給」を継続するためには、水道料金の見直しが避けられない状況にあります。

令和6年度に改定しました水道事業の中長期的な経営計画である「西海市水道事業経営戦略」において、収益的収支を黒字化し、累積欠損金の増加抑制を図り、一定水準以上の資金残高を確保するため、下記のとおり経営改善方策を示しています。

### ○経営改善方策

#### 料金改定による方法

料金改定時期：令和9年度

料金改定間隔：5年間

料金改定率：130%以内



### ○経営改善方策のねらい

- 収益的収支の改善により  
累積欠損金の増加を抑制する。
- 営業収益対資金残高比率  
80%以上を確保する。

※営業収益対資金残高比率の設定根拠

この比率は、大規模災害などにより事業運営が困難となった期間において、事業継続に必要な運転資金（自己資金）を確保することを目的として設定しています。具体的には、近年の大規模地震の復旧実績に基づき、事業運営ができない期間を4ヵ月間と想定しています。この4ヵ月間に必要となる維持管理費などを含めた運転資金を算出し、その額を基に、目標とすべき営業収益対資金残高比率を設定しています。

# 議事6：水道料金の改定案

## 水道料金の改定案

水道料金の改定案として、以下の3案を想定しています。

※案Ⅰについては、経営戦略の設定を上回る改定率となりますが、昨今の急激な物価高騰に対応するための検討案として、提示しているものです。

### 案Ⅰ 料金改定率140%

- 収益的収支の黒字化
- 累積欠損金の一部解消
- 資金残高を当分の間維持可能

### 案Ⅱ 料金改定率130%

- 収益的収支の均衡化
- 累積欠損金の増加抑制
- 資金残高を次期改定予定年度までは維持可能

### 案Ⅲ 料金改定率125%

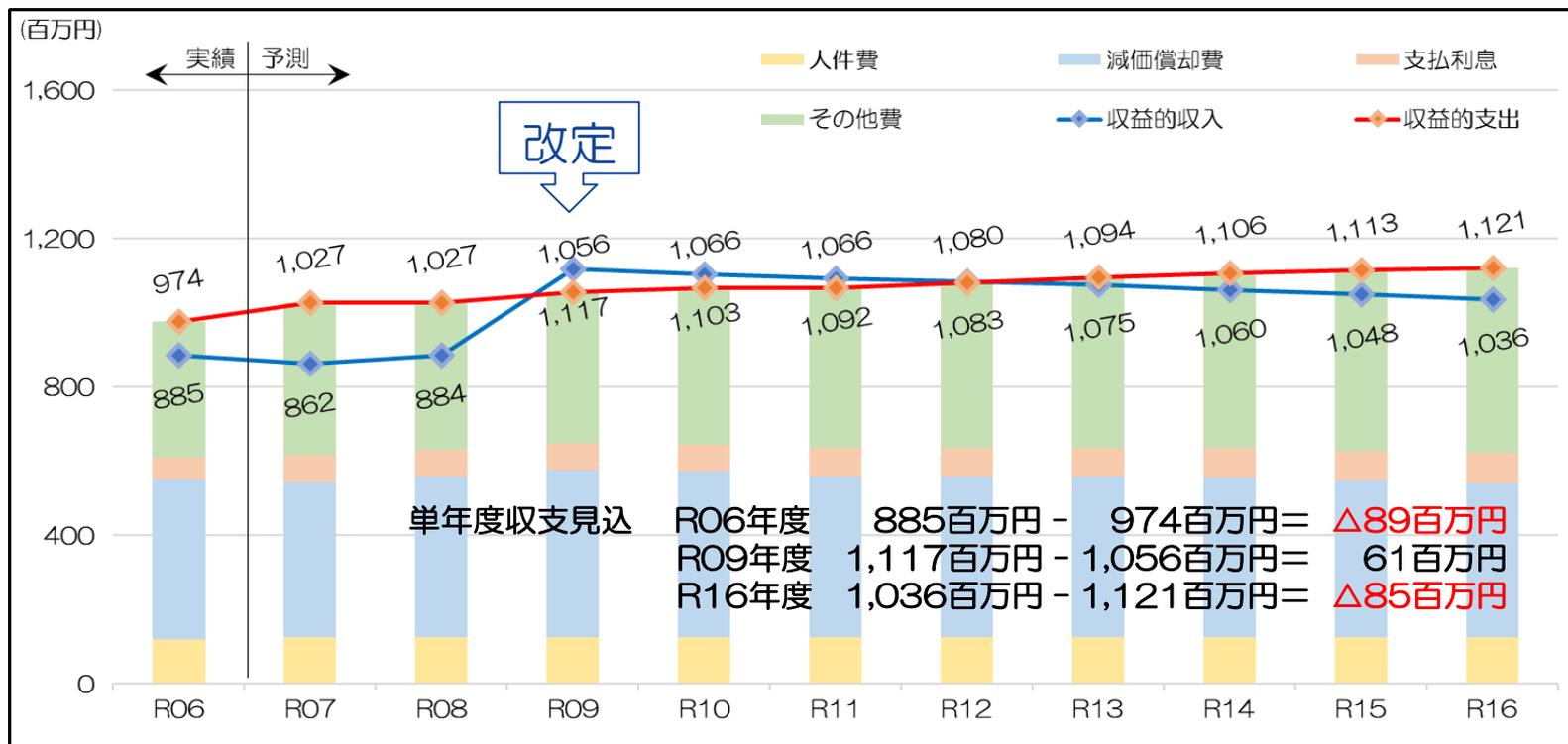
- 収益的収支の赤字縮小
- 累積欠損金の増加抑制
- 資金残高が次期改定予定年度までは維持できない

# 議事6：水道料金の改定案

## 案I 料金改定140%：収益的収支

収益的収支は、料金改定により大幅な黒字に転じ、収支改善が図れます。

しかし、収入は人口減少などにより減少傾向にあり、支出は老朽化した施設の更新など増額となることから、料金改定から2年後の令和12年度には再び赤字となる見込みです。

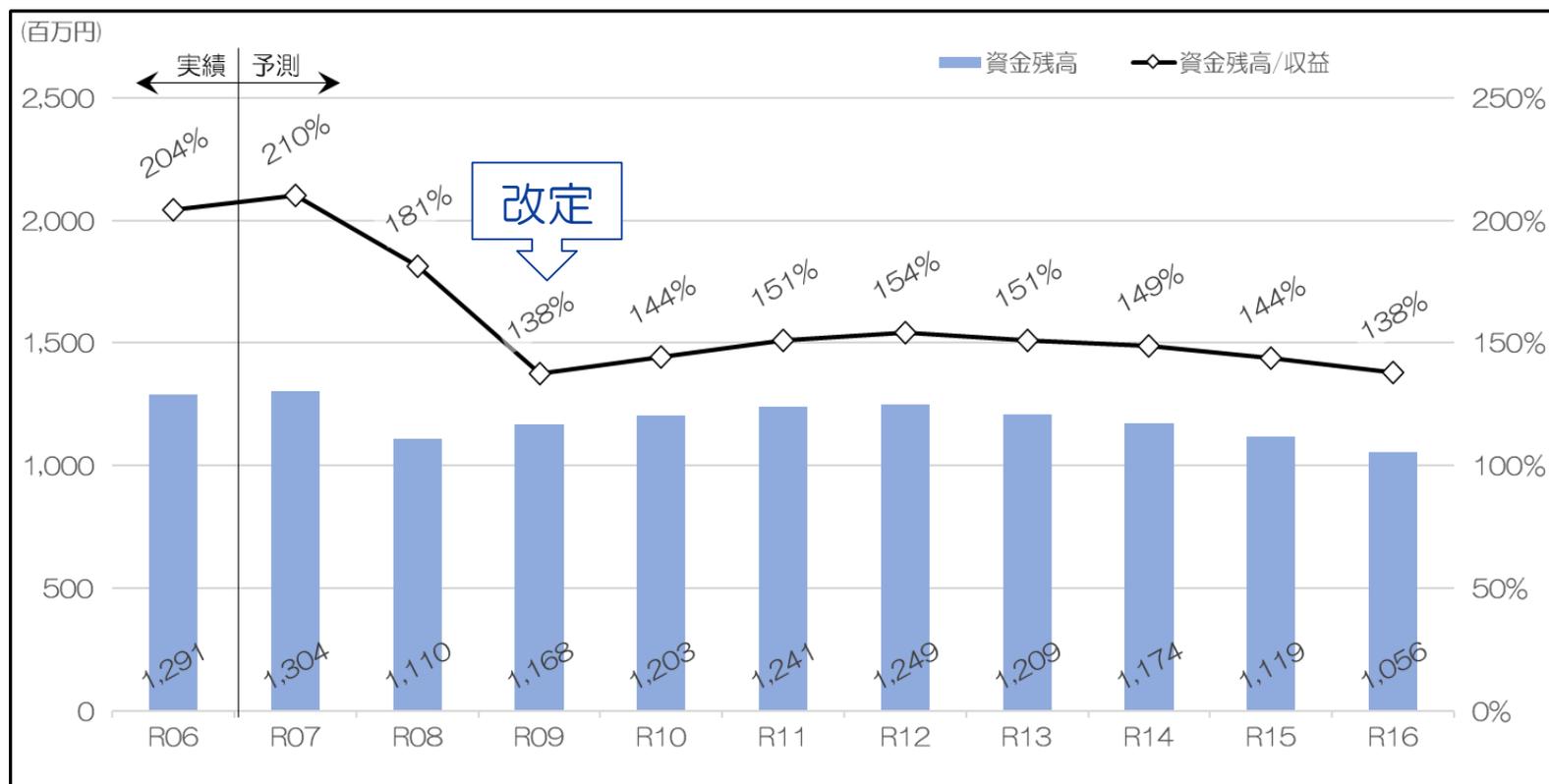


# 議事6：水道料金の改定案

## 案Ⅰ 料金改定140%：資金残高

資金残高は、収益的収支の改善により、営業収益対資金残高比率を当分の間は80%以上に維持しながら推移する見込みです。

令和16年度推計でも営業収益対資金残高比率138%を維持出来ます。

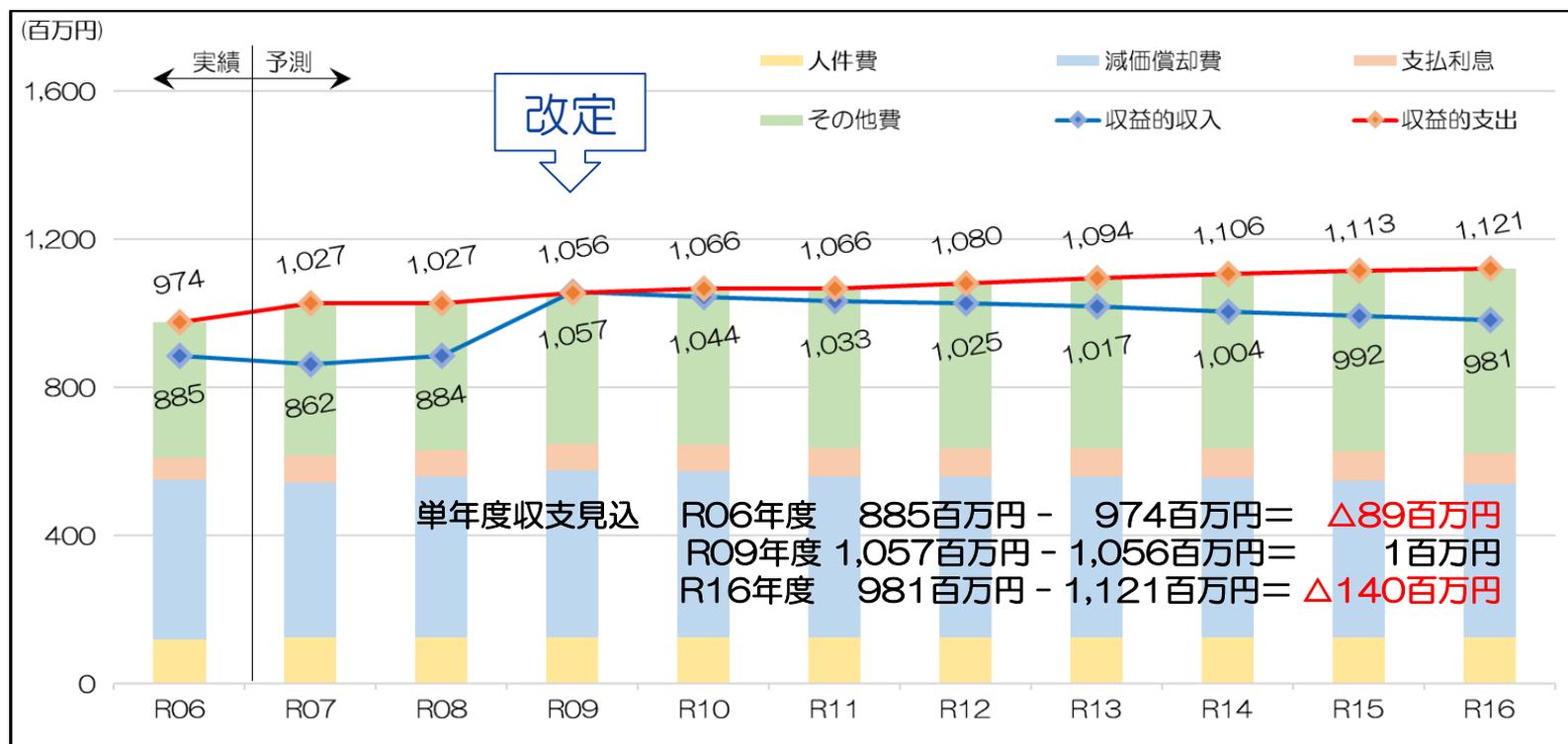


# 議事6：水道料金の改定案

## 案Ⅱ 料金改定130%：収益的収支

収益的収支は、料金改定によって一時的に均衡状態に達し、一定期間にわたって累積赤字の増加が抑制されます。

しかし、改定年以外は赤字となり、給水需要および人口の減少により、給水収益は年々悪化していく見込みです。

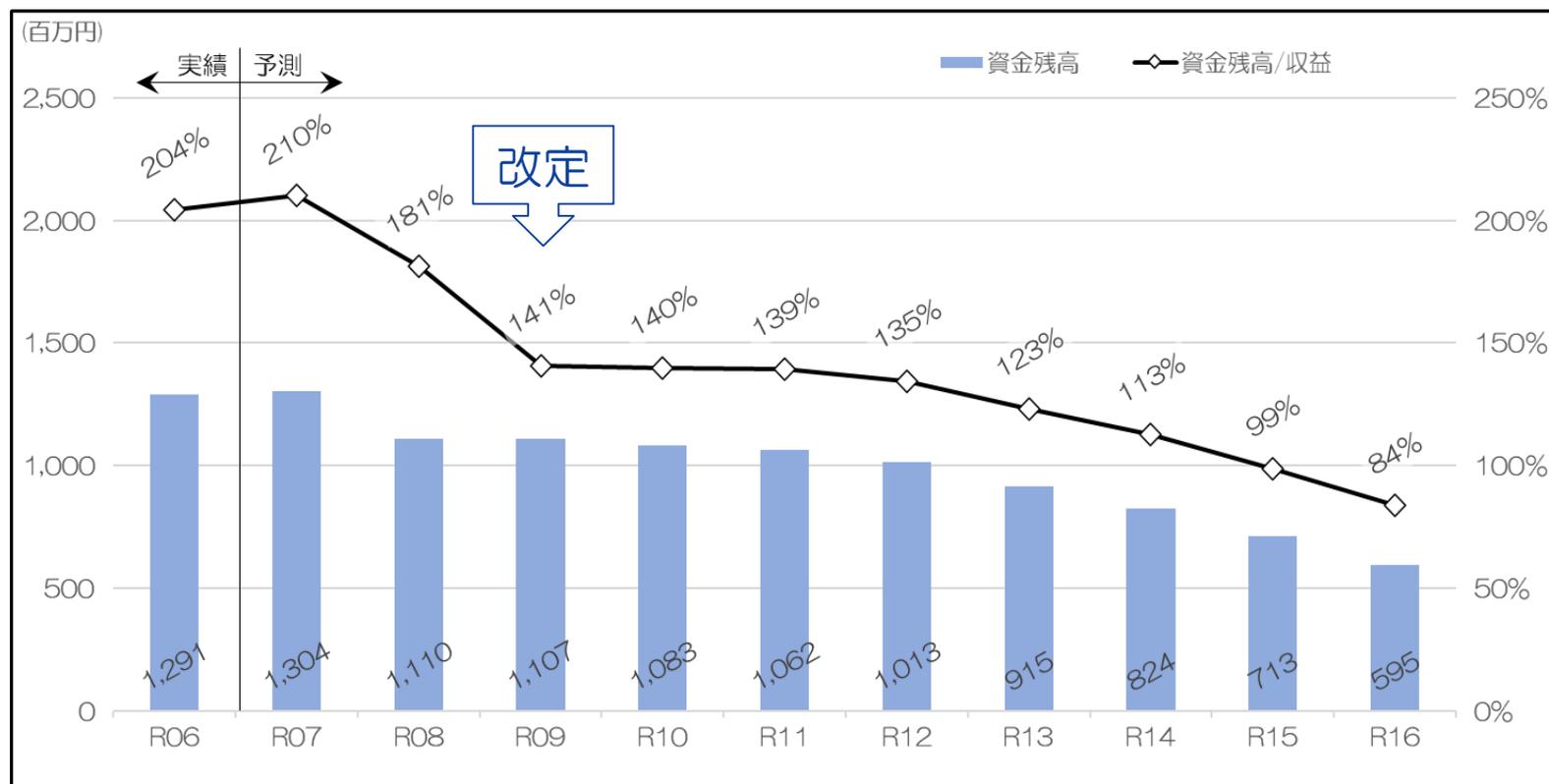


# 議事6：水道料金の改定案

## 案Ⅱ 料金改定130%：資金残高

資金残高は、収益的収支の大幅な改善により、営業収益対資金残高比率を当分の間80%以上に維持しながら推移する見込みです。

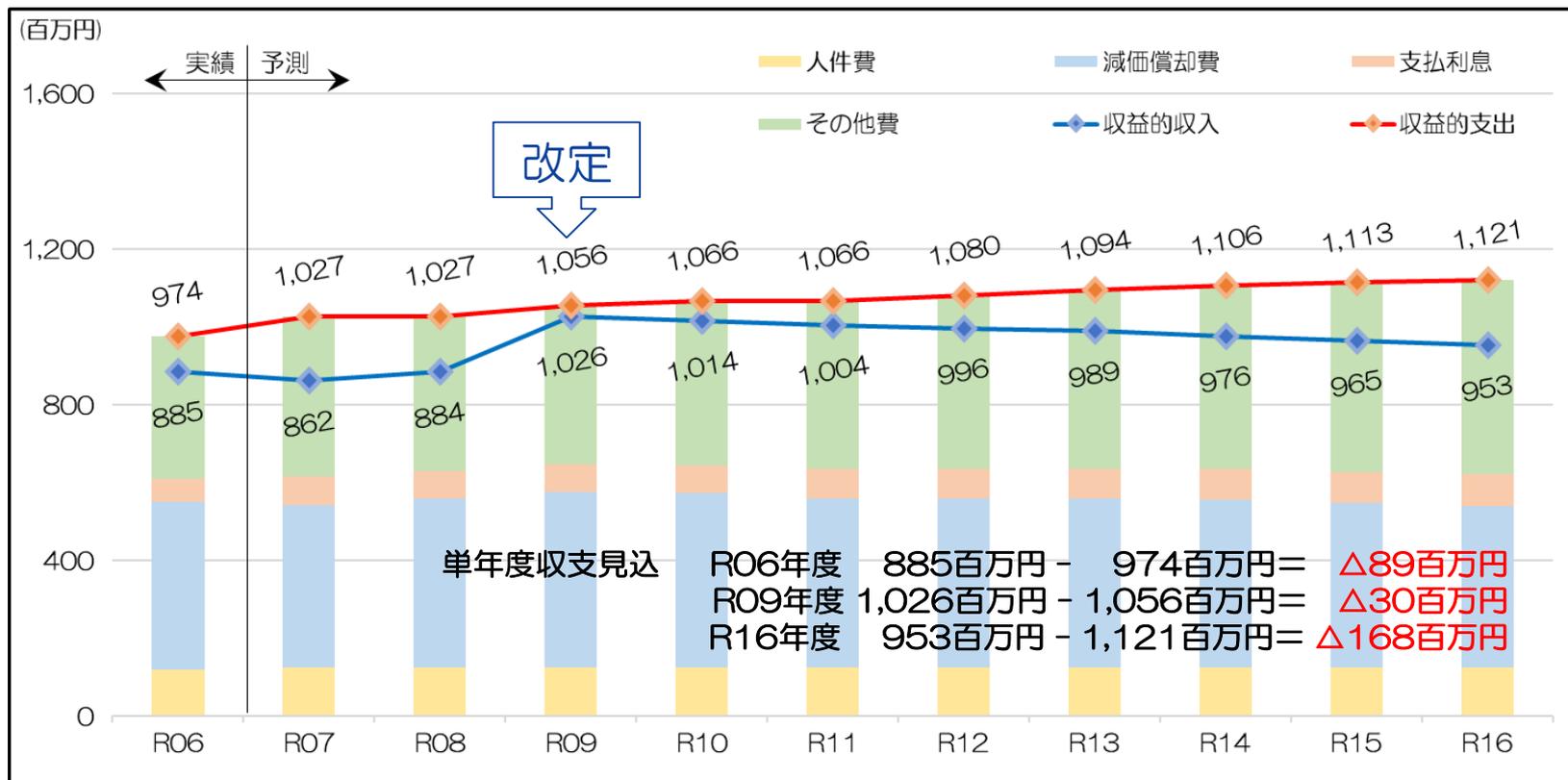
令和16年度推計でも営業収益対資金残高比率84%を維持出来ます。



# 議事6：水道料金の改定案

## 案Ⅲ 料金改定125%：収益的収支

収益的収支は、給水収益の改善に伴い、累積欠損金の拡大幅が一定程度縮小されるものの、料金改定の初年度でも単年度収支の赤字解消には至りません。

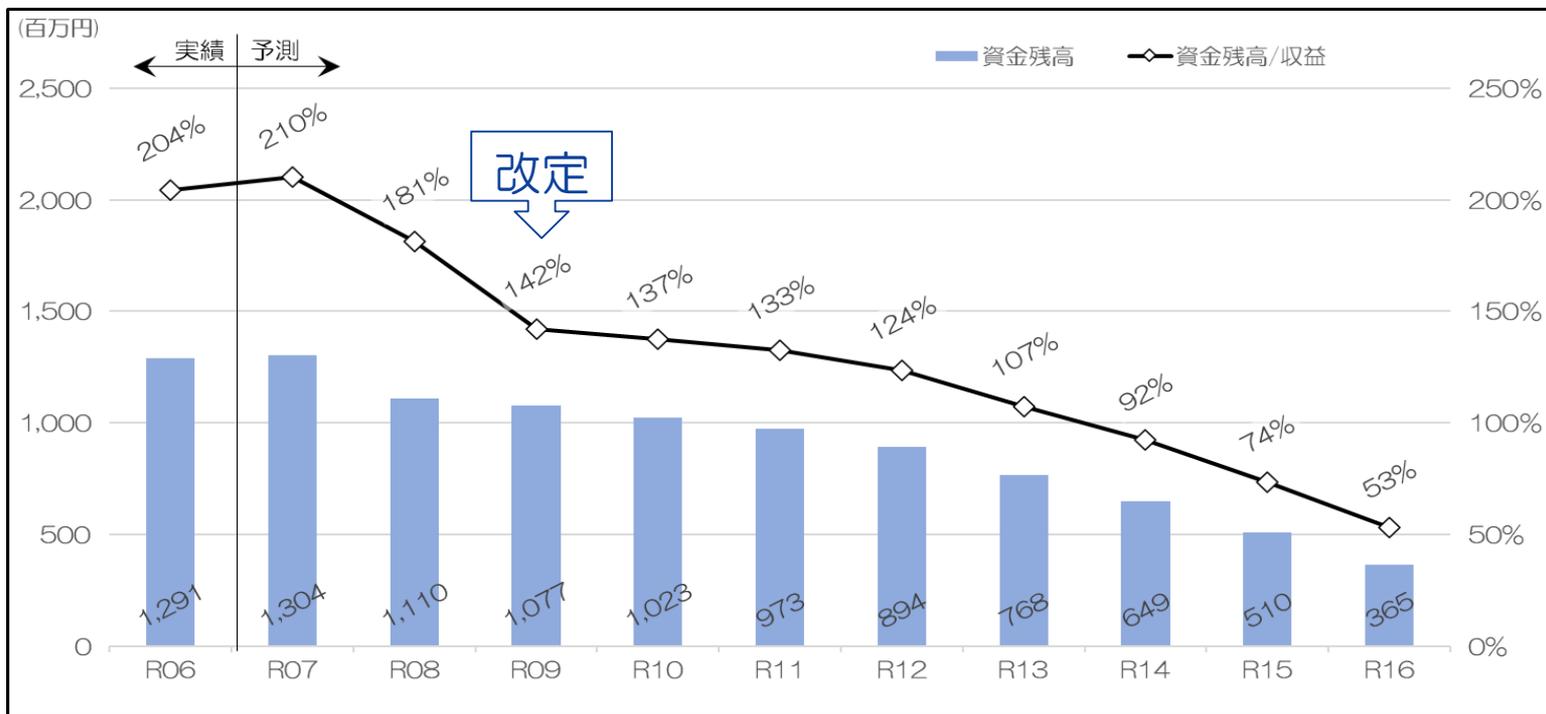


# 議事6：水道料金の改定案

## 案Ⅲ 料金改定125%：資金残高

資金残高は、営業収益対資金残高比率が80%以上を維持する見込みです。

しかし、料金改定を行った初年度でも収益的収支の赤字を解消するには至らないため、令和15年度以降は80%を維持することは難しいと予想されます。



# 議事6：水道料金の改定案

## 事務局案として提案する改定率

本市の水道事業の経営環境は、人口減少による料金収入の減少や、水道施設の老朽化に伴う更新費用の増加など、非常に厳しい状況に直面しています。将来にわたって「**安全で安定した水の供給**」を継続するためには、水道事業の安定運営に必要な財源の確保が必須です。

このような状況の中で、経営改善策として具体的な料金改定を検討し、収益的収支の改善と収支均衡を図るためには、130%の改定率が必要となっています。

現役世代と将来世代に過度な負担をかけないようにするため、事務局案として**令和9年度に水道料金を130%改定する**ことを提案いたします。

ただし、上記の料金改定した以降も人口減少などの要因により給水収益の減少が改善される事は見込めません。

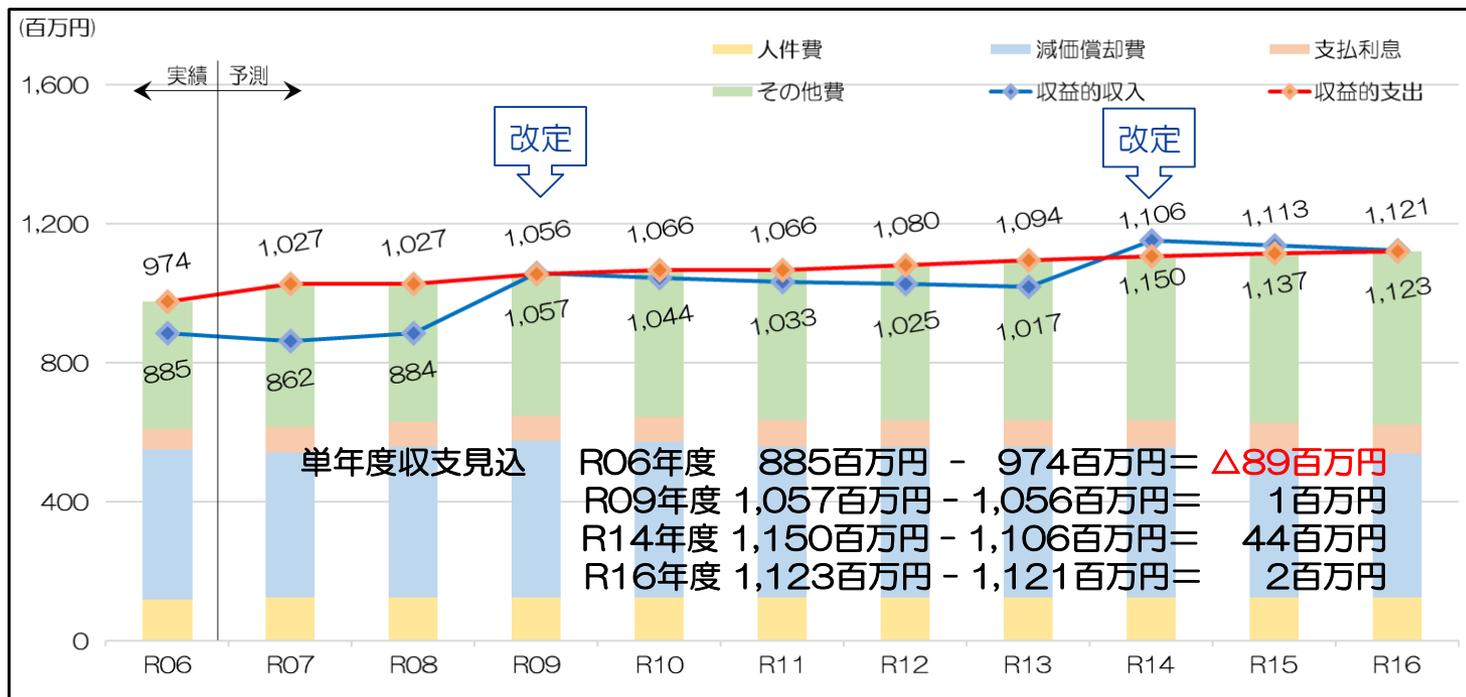
したがって、水道事業経営戦略にも記載されているように、経営環境に応じて、**令和14年度の料金改定**を検討する必要があります。

# 議事6：水道料金の改定案

## 事務局案による見込み：収益的収支

収益的収支は料金改定によって一時的に収支均衡状態に達し、累積赤字の増加が抑制されています。

今後、給水収益が悪化し、収益の赤字が拡大することが懸念されます。そのため、水道事業経営戦略に記載されているように、経営環境に応じて令和14年度の料金改定を検討する必要があります。

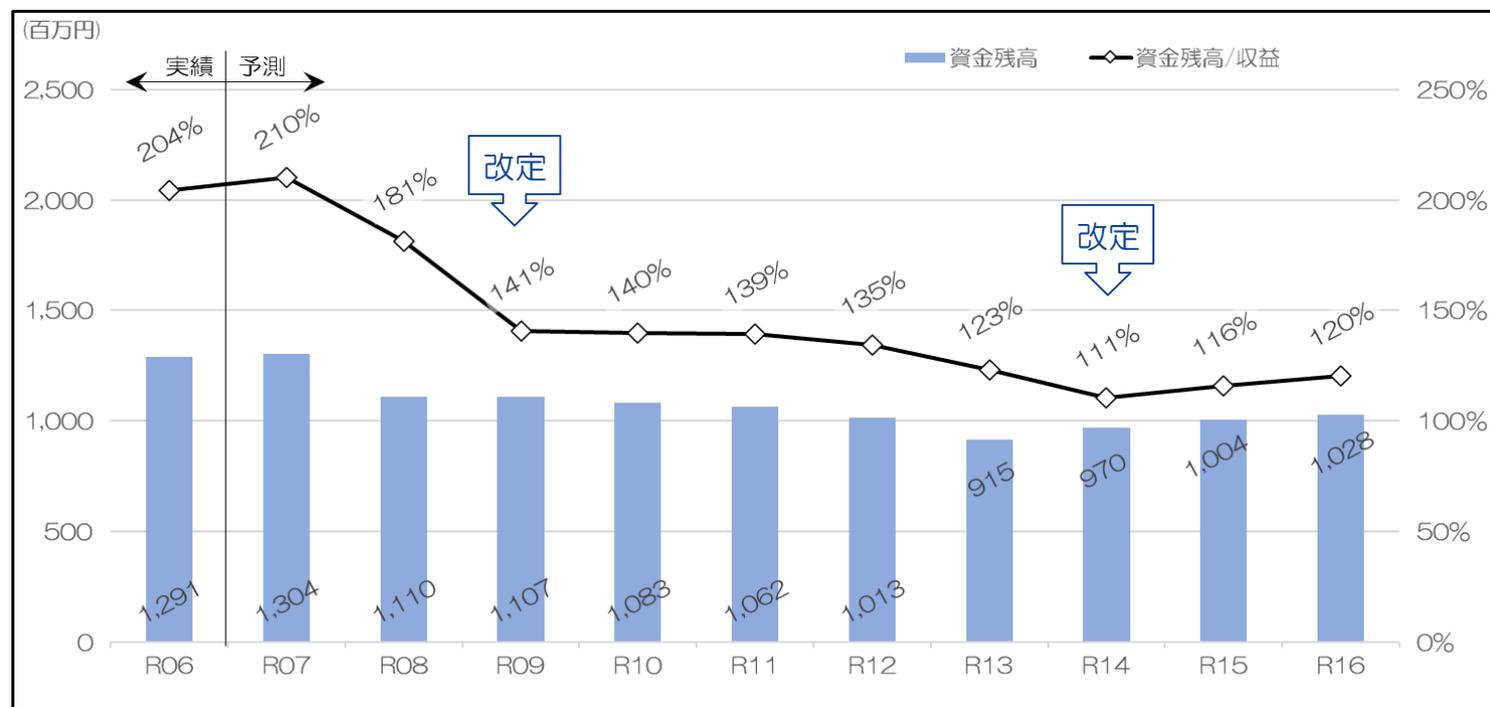


# 議事6：水道料金の改定案

## 事務局案による見込み：資金残高

資金残高は、収益的収支の改善により営業収益対資金残高比率を一定期間維持して推移するものの、将来的には維持できなくなり、自己資金（内部留保資金）が不足する恐れがあります。

営業収益対資金残高比率を維持できなくなると見込まれる令和14年度を目途に、経営環境に応じて、料金改定を検討する必要があります。



# 令和7年度 第2回西海市上下水道審議会

ご清聴ありがとうございました。